

サーキット保険のご案内

サーキット保険はコース上及びピットロード・Aパドック内における事故に適用されます

* 保証の範囲

- ・他の車輦と衝突した時の本人のケガ
- ・他の車輦にはねられた時の本人のケガ
- ・壁・ガードレールなどに衝突した時の本人のケガ
- ・ピットロード上・Aパドック内で車輦と衝突した時の本人のケガ

* 保証金額

- ・死亡保険金 350万円
 - ・後遺障害保険金（程度に応じて） 9～350万円
 - ・入院保険金（1日つき） 5,000円
 - ・手術給付金（1事故による入院に対して、1回まで） 50,000円
- （見舞金の申請は事故日より14日以内に筑波サーキットへお申出下さい。）

* 保証期間

- ・加入当日のみ有効

* お受け取りの条件

- ・加入者本人（死亡の場合は、法定相続人となります）
- ・その日の大会開催中（サーキット走行中）に起きた事故の証明ができ、当日中に筑波サーキット事務局まで事故の報告が必要です。
- ・医療機関の診断書を筑波サーキット事務局まで提出してください。
- ・死亡、後遺障害見舞金は、いずれも事故日から180日以内の発生に限ります。
- ・入院見舞金は、事故日から180日以内となります（事故日より180日分を限度）

筑波サーキット

〒304-0824

茨城県下妻市村岡乙159

TEL 0296 - 44 - 3146

FAX 0296 - 43 - 2952